

ラオスにおけるネガティブ事業リストについて

2019年2月26日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1. はじめに

2月1日から企業登録に関する合意（No.0023/MOIC.ERA）及び投資奨励法に基づき、ネガティブリスト事業内の事業は、計画投資省管轄のワンストップサービスで企業登録申請をすることが規定されました。。



ネガティブ事業リストとは、国家の安定性、社会秩序、国の伝統慣習、社会及び自然環境へ影響を与えるビジネス業種の中で経済と社会の開発バランスを確保するために、関連当局による審査が必要となる事業を意味します。

ネガティブリスト該当事業は、投資が禁止されている事業というわけではなく、各事業において登録資本金や会社の形態等、投資条件が別途規定されているため、ネガティブリスト該当事業に参入する投資家は、事前に各種関連法令を精査し、慎重に当局確認を行う必要があります。

2. ネガティブリストについて

政府は2019年1月10日において、「ネガティブ事業及びコンセッション事業リストの承認に関する首相令（No03/PM）（以下、「ネガティブリスト」）」を發布、約6年半ぶりに同リストを改定しました。

同ネガティブリストには、14分野44業種が定められています。これまでは、13分野67業種でしたが、鉱山・採石分野、警備・捜査分野が追加され、卸小売り分野（ガソリン、金属、鉱物の販売）が削除されています。

また、これまで職業斡旋業は「ラオス国籍者のみに保全される事業」に分類されており、外資の参入は認められていませんでした。しかしながら、今回ネガティブリスト該当事業として新たに規定されたことにより、ラオス国内の投資家との合弁会社という条件付きで、外国人の事業への参入が認められるようになりました点も注目に値します。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal